

委託料見積前提条件

1 算定期間

契約締結日から令和12年3月31日までのうち、契約締結日から令和9年3月31日までを運営準備期間とし、当該準備期間に関する経費は受託者の負担とする。23
また、令和9年4月1日から令和12年3月31日までを運営期間とする。

2 前提条件

(1) 支援員等の配置

- ・ 1支援単位各2人、38人を基本配置とする。
- ・ 障がい児等を支援するための支援員等の加配については、過去の実績を考慮した22人を配置基準とする。
- ・ 上記の配置を基に積算すること。なお、配置計画総数に対して実際の配置総数に増減があった場合も委託料は変更しないものとする。

(2) 賃金水準の確保

支援員等の賃金水準は、令和7年度実績をベースとして低下しないよう配慮した上で、契約期間中の最低賃金の上昇も見込んで積算すること。

(3) 施設環境の整備

空調機器の点検・清掃、施設内外の清掃、除草等により清潔で快適な施設環境を整備するための費用を積算すること。

(4) 消耗品、備品等の購入

日常的に使用する消耗品に加え、印刷機、冷蔵庫等の備品の更新にかかる費用を積算すること。

(5) 駐車場の確保

保護者送迎及び支援員等の駐車場確保に要する費用は、受託者負担とし、「【別表5】放課後児童会駐車場使用状況一覧」を参考に積算すること。ただし、使用状況に変更があった場合も委託料は変更しないものとする。

3 受託者が負担する経費

- (1) 「【別表4】費用分担表」のとおり
- (2) その他業務に必要な経費は積算すること

4 保護者負担金について

- (1) 条例で定める保護者負担金は市の歳入であるため、市が徴収する。
- (2) おやつ代や保険料など保護者に実費分を負担させる場合は、受託者にて徴収すること。

5 その他

詳細は受託者決定後に協議により決定する。